

福岡県医発第 180号 (地)
平成20年 4月21日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

特養の重度化対応加算等の経過措置の見直しに関する諮問及び答申の送付について

標題について、看護師の配置を常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置が設けられ、20年3月末まで延長とされておりましたが、経過措置を経てもなお常勤看護師の確保が困難な施設等があることから、20年9月末まで経過措置が再延長となった旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これは、3月25日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働大臣の諮問により、経過措置を再延長して実態等の調査をし議論を行うこととして、当日答申されたものです。

つきましては、これに関する諮問及び答申について送付いたします。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
廣瀬真恵
会長 丸山 泉



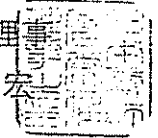
(介 8 1)

平成 20 年 3 月 31 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本 宏



特養の重度化対応加算等の経過措置の見直しに関する
諮問及び答申の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年介護報酬改定において、介護老人福祉施設（特養）等における入所者の重度化への対応のため、看護体制の強化や看取り体制の整備として、重度化対応加算や看取り介護加算等が創設され、その算定にあたり、看護師の配置について人員の確保等を考慮して、平成 19 年 3 月末までは常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置が設けられておりました。

本経過措置については、平成 19 年 3 月 29 日の社会保障審議会の答申により、平成 20 年 3 月末まで延長されましたが、これまでの経過措置を経てもなお常勤の看護師の確保が難しい施設等が見られ、経過措置を終了した場合、当該施設に入所している利用者への影響が出ることが考えられるため、平成 20 年 3 月 25 日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働大臣より諮問が行われ、平成 20 年 9 月末まで経過措置を再度延長することについて議論が行われました。審議の結果、再延長した上でその実態等の調査を行い、10 月以降の本経過措置の取扱いについて議論を行うこととして社会保障審議会に報告し、同日答申されました。本件は、平成 20 年 3 月 28 日に公布され、4 月 1 日付で適用されます。

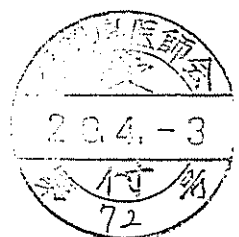
本会においても諮問、答申および参考資料として官報（抜粋）を入手いたしましたのでご送付申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

- ・ 重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について
- ・ 社会保障審議会諮問書（重度化対応加算等の経過措置の見直しについて）
- ・ 社会保障審議会介護給付費分科会報告
- ・ 社会保障審議会答申
- ・ 参考資料 「官報」（平成 20 年 3 月 28 日号外第 65 号）抜粋



以上

天本 宏

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

I これまでの経緯

- 平成18年の介護報酬改定において、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設した。
また、重度化対応加算及び夜間看護体制加算（以下「重度化対応加算等」という。）の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代えて常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置（以下「本経過措置」という。）を設けた。
- 本経過措置については、平成19年3月29日の社会保障審議会の答申において、さらに平成20年3月末まで延長することとされたが、その際、①各介護老人福祉施設等について、看護師の確保等に努めるとともに、②厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずべき旨の意見が付された。
- これを受けて、厚生労働省においては、自治体、関係団体及び施設等に対し、看護師の紹介に関する積極的な支援、看護師確保に向けた努力等を要請してきたところであるが、過去2年間の経過措置を経ても、なお常勤の看護師を確保できていない施設の実態や理由について、詳細に把握できていない状況にある。

II 諮問の内容

（1）基本的な考え方

- 本経過措置の延長の結果、重度化対応加算等の算定状況は、介護老人福祉施設の場合、68.8%（3,988施設）となっている（平成20年1月厚生労働省老健局計画課調べ）。

(参考)

平成19年3月の諮問を行った際の介護老人福祉施設における重度化対応加算等の算定状況 63.
8% (平成18年11月分)

- 常勤の看護師に代えて常勤の看護職員で当該加算を算定している施設は、介護老人福祉施設の場合、全体の9.5% (553施設) 存在している。
- このような常勤の看護職員で当該加算を算定している施設については、本経過措置が終了すれば、重度化対応加算等を算定できなくなるが、これにより、これらの施設で24時間の看護体制や看取りのための体制がとられなくなれば、入所者にとっての安心やサービスの質を維持することができなくなる。
- こうした過去2年間の経過措置を経ても常勤の看護師を確保できていない施設や、看護師を確保しているにもかかわらずなお重度化対応加算等を算定していない施設について、今後の重度化対応加算の在り方を検討する観点から、その実態や理由について調査を行うことが必要である。
- このため、これらの調査に要する期間等を考慮し、平成20年9月末までの間、本経過措置を延長することとし、当該調査の結果を踏まえ、介護給付費分科会において、本年10月以降の本経過措置の取扱いについて御議論いただくこととしたい。
- なお、経過措置を延長した場合であっても、現時点においてもなお当初想定したよりも重度化対応加算等の算定率が低いことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

重度化対応加算等の導入当時の検討時のデータでは、75%程度の施設で重度化対応加算等が算定されるものと想定していた。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。

(参考 1)

重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、それぞれ重度化対応加算については次の①～⑤の要件、夜間看護体制加算については次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る夜間看護体制加算については①・②に加え※の要件）を満たす場合に、入所者 1 名につき 1 日当たり 10 単位を加算するもの。

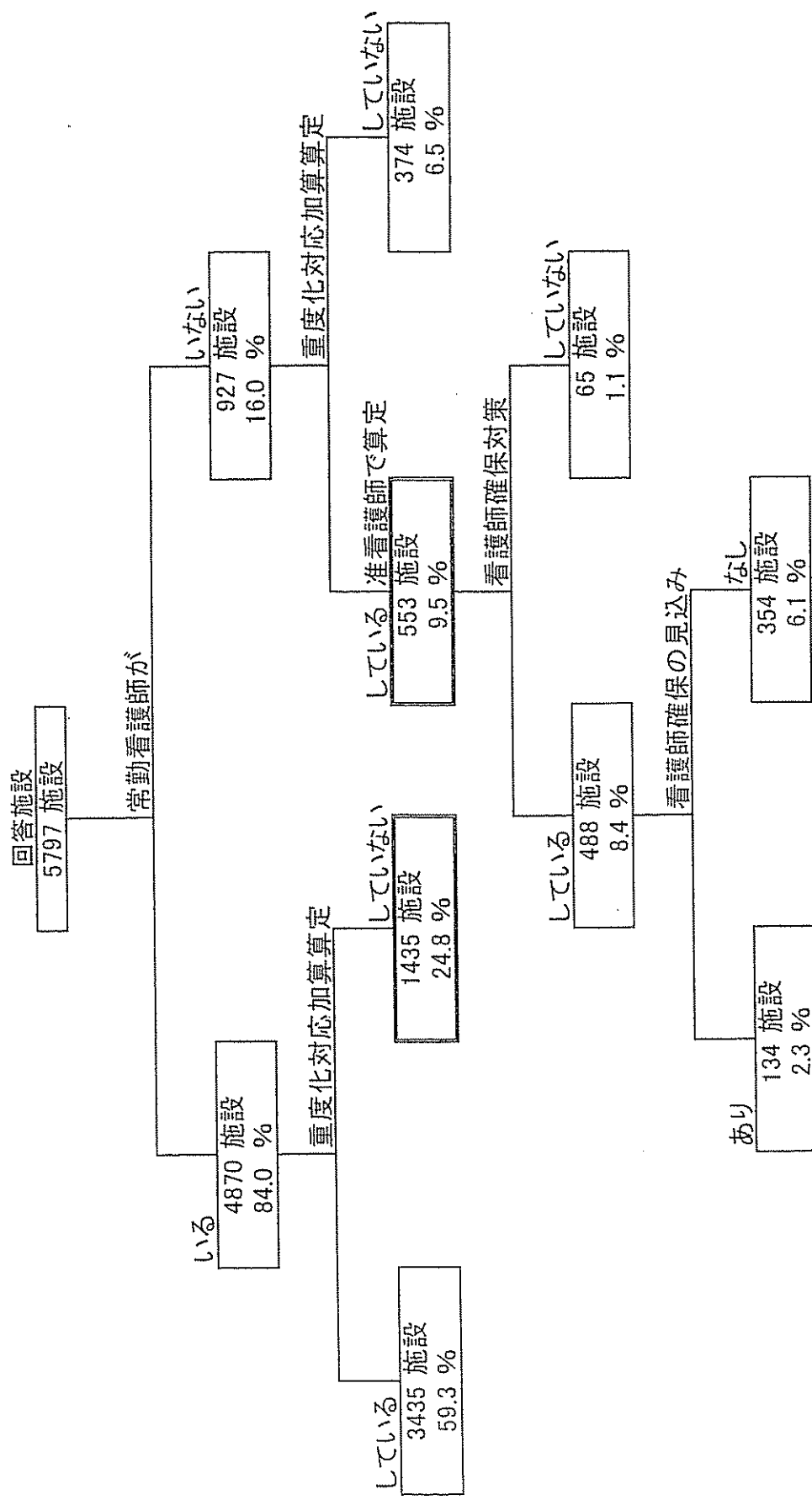
重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成20年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
④看取りに関する職員研修を行っていること。
⑤看取りのための個室を確保していること。
※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算等の算定に当たっては、加算創設当初、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末までは、常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能、との経過措置を設定した。
- 介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、引き続き平成20年3月末まで経過措置を延長しているところ。

介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定状況



※施設数下の割合(%)は全施設数に対する割合

厚生労働省発老第0325001号
平成20年3月25日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
舩添 要一

諮 問 書
(重度化対応加算等の経過措置の見直しについて)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

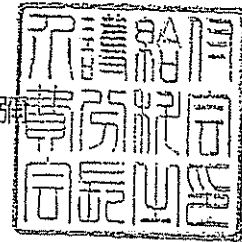
- 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長すること。
- 指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。



分介発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

社会保障審議会
会 長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 20 年 3 月 25 日厚生労働省発老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年 9 月末までに結論を得るものとする。

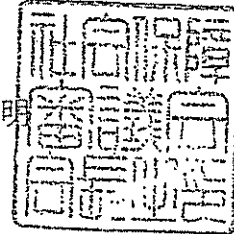
1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。



社 保 審 発 第 4 号
平成20年3月25日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について
(答申)

平成20年3月25日厚生労働省発老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。

1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(七三)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(七四)
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七五)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(七六)
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(七七)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(七八)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(七九)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(八〇)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(八一)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(八二)

〔府 令〕

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(八三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(八四)

〔府 令・省 令〕

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一一)
- 職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一二)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(同一三)

〔省 令〕

- 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(総務三七)
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令(同一八)
- 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令(総務・法務一)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令(文部科学・経済産業・国土交通二)

〔省 令〕

- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働五四)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同五五)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(同五七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(同五九)

〔省 令〕

- 水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同六〇)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一八)
- 水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)

〔省 令〕

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(経済産業二三)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同一四)

〔告 示〕

- 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同一五)
- 経済産業省関係特定保守製品に関する省令(同一六)

〔告 示〕

- 水産業協同組合法第十七条の三第五項等の規定に基づき、組合若しくはその子会社又は連合会若しくはその子会社が基準株式数を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件等の一部を改正する件(金融庁・農林水産六)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務九四、九五)

〔告 示〕

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働一三五)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三六)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(前のページより続き)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一三八)

○消費生活協同組合法施行規則を定める件(同一三九)

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令附則ただし書に規定する別に定める日を定める件(同一四〇)

○保育所保育指針を定める件(同一四一)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を定める件(同一四二)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一四三)

○雇用保険法施行規則第百二十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一四四)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示(経済産業省五五)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示(同五六)

○循環型社会形成推進基本計画を変更した件(環境三三)

○廃棄物処理施設整備計画を定めた件(同三四)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、再生関係

本号で公布された 法令のあらまし

三〇

◇政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(政令第七三三号)(総務省)

1 法第一九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体がその旨を届け出る場合に提出しなければならない法第六条第二項の政令で定める文書は、法第一九条の八第一項の規定による通知に係る文書とした。(第四号第六号関係)

2 法第一九条の三四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に必要事項は、政治資金適正化委員会が定めることとした。(第七条の二関係)

3 法第一九条の三六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定めることとした。(第七条の三関係)

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。(附則関係)

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第七四〇号)(内閣府本府)

一 国民生活局に新たに消費者安全課を置く等、所要の整備を行うこととした。

二 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第七五〇号)(総務省)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七五号)の施行期日は、平成二〇年五月一日とするものとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(政令第七六〇号)(総務省)

1 特定事務受任者が、住民票の写し等の交付の申出を行うに当たって、依頼者の氏名又は名称を明らかにしなくてよい特例が認められる業務を規定することとした。(第一五条の二関係)

2 指定都市の区に関する適用関係の規定を整備することとした。(第三一条関係)

3 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成二〇年五月一日)から施行することとした。

◇首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(政令第七七〇号)(国土交通省)

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

首都圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めることとした。

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市開発区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正関係(第二条関係)

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めるとともに、同措置の適用を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。

三 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第七八〇号)(財務省)

1 平成一九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二項の規定により平成二〇年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成一九年度所収の歳入金として平成二〇年六月三〇日まで受け入れることができることとした。(附則第一〇条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第七九〇号)(文部科学省)

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

1 教育委員会の委員の定数の増加に伴い新たに任命される委員の任期や、市町村の新設後最初に任命される教育委員の任期について特例を定める等の規定の整備を行うこととした。

○厚生労働省告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表の5のイ(1)及び(2)の注3中「平成十八年度厚生労働省告示第百三十五号」を「平成二十年厚生労働省告示第百三十五号」に改める。

別表の8のイ(1)及び(2)の注1のイ中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年9月30日」に改める。

別表の9のイ(1)及び(2)中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第22条」を「第36条」に改め、同項ロ(1)から(4)までの注4中「診療報酬に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数」と「病院療養病棟療養費減算として、1日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ハ(1)から(3)までの注4中「について注」の下に「、診療所療養病棟療養費減算として」を加える。

○厚生労働省告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表の3のイ(1)から(3)までの注4中「医療費減算に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数」と「病院療養病棟療養費減算として、1日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ロ(1)及び(2)の注4中「について注」の下に「、診療所療養病棟療養費減算として」を加える。

○厚生労働省告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条の三第二項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表の9のロ(1)から(3)までの注3中「医療費減算に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数」と「病院療養病棟療養費減算として、1日につき25単位」に改め、イ及びロを削り、同項ハ(1)及び(2)までの注3中「について注」の下に「、診療所療養病棟療養費減算として」を加える。

○厚生労働省告示第百三十八号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 指定短期入所療養介護に係る病院療養病棟療養費減算の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十二 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病棟設備基準減算の施設基準

療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

第十五号イ及び第二十四号イ中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第四十一号中「この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条」と読み替えるものとする。」を削り、第四十二号中「療養環境」を「設備基準」に改め、第四十三号中「療養環境」とあるのは、「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生省令第四号）と読み替えるものとする。」を削る。

○厚生労働省告示第百三十九号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

消費生活協同組合法施行規程

（保険会社に準ずる者）

第一条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）とする。

（労働金庫共済集積制限先に該当しない法人）

第二条 消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

四 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに關して地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れている法人（他に事業に必要な資金を借り入れているものを除く。）

（特別労働金庫が構わずべき措置）

第三条 規則第十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める措置は、次に掲げるものいずれかとする。

一 労働金庫（消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）第二条に規定する労働金庫をいう。次号において同じ。）の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫が事業に必要な資金の貸付けを行っていない者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約（規則第十四条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介の業務を行わないことを確保するための措置

二 労働金庫の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行っていない場合に於いて、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務が規則第十四条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者（事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に關して顧客と直接する業務を行わない者に限る。）を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置（特別労働金庫が募集を行うことのできる共済契約及び金額）

第四条 規則第十四条第四項第二号に規定する厚生労働大臣が定める共済契約は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、同表の中欄に掲げる共済契約の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

区分	金額
一 労働金庫（消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）第二条に規定する労働金庫をいう。次号において同じ。）の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫が事業に必要な資金の貸付けを行っていない者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約（規則第十四条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介の業務を行わないことを確保するための措置	一 労働金庫（消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）第二条に規定する労働金庫をいう。次号において同じ。）の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫が事業に必要な資金の貸付けを行っていない者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約（規則第十四条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介の業務を行わないことを確保するための措置
二 労働金庫の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行っていない場合に於いて、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務が規則第十四条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者（事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に關して顧客と直接する業務を行わない者に限る。）を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置（特別労働金庫が募集を行うことのできる共済契約及び金額）	二 労働金庫の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と直接する業務を行う者が、当該業務に關して当該労働金庫の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行っていない場合に於いて、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務が規則第十四条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者（事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に關して顧客と直接する業務を行わない者に限る。）を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置（特別労働金庫が募集を行うことのできる共済契約及び金額）